

土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン

平成23年4月

中日本高速道路株式会社

目 次

1 . 策定の背景	P 2
2 . 用語の定義	P 3
3 . 設計変更手続きフロー	P 4
4 . 設計図書の照査について	P 6
5 . 設計変更の対象となるケース	P 9
6 . 設計変更の対象とならないケース	P 12
7 . 設計図書の訂正又は変更の実施者	P 13
8 . 設計図書の訂正又は変更に伴う補助業務	P 14
9 . 関連事項	P 15
10 . 工事請負契約書（抜粋）	P 19
1 1 . 土木工事共通仕様書（抜粋）	P 21

【巻末資料】

設計図書の照査項目一覧表	P 2 6
------------------------	-------

1. 策定の背景

➤ 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で施工されるという特殊性を有している。

このため、工事の進捗と共に、当初積算時に予見できない事態（たとえば土質・湧水等の変化）がおりうることから、あらかじめ設計内容の前提条件を明示しておくことで、円滑な設計変更に備える必要がある。

➤ 設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。

しかし、「なされるべき条件明示がなされていないことから、本来設計変更の対象となる事象について変更が行われぬ」、「必要な「協議」がなされずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない」、「「任意仮設」であるにもかかわらず、発注者側での当初設定内容が現地条件と大きく乖離していたために、受注者から設計の変更を求められても変更しない」等、変更対応の際、発注者と受注者との間で問題となるケースが考えられる。

➤ 適切な設計変更の必要性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない」が示されており、設計変更においても、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠。

➤ ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者の双方が、設計変更が可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」の策定

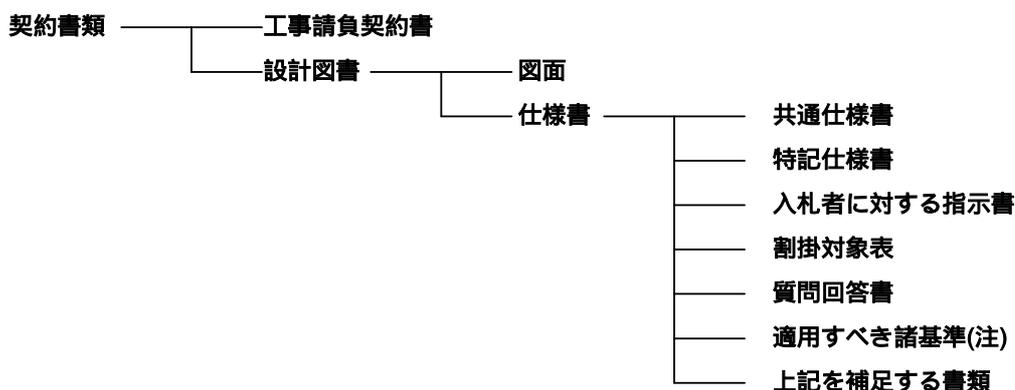
2. 用語の定義

設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、受注者に対して行う工事の変更指示（契約書第18条及び19条の規定に基づく設計図書の訂正又は変更の指示）により、設計図書の変更を行うことをいう。

契約書類の体系

- 工事の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおり。
（工事請負契約書第1条）



（注）共通仕様書又は特記仕様書にて定められているもの

契約書類の用語の定義（土木工事共通仕様書 1-2）

契約書類・・・契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。

単価表・・・請負代金額の項目ごとの単価を定めたもので契約書に含まれる。

仕様書・・・共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）
入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。

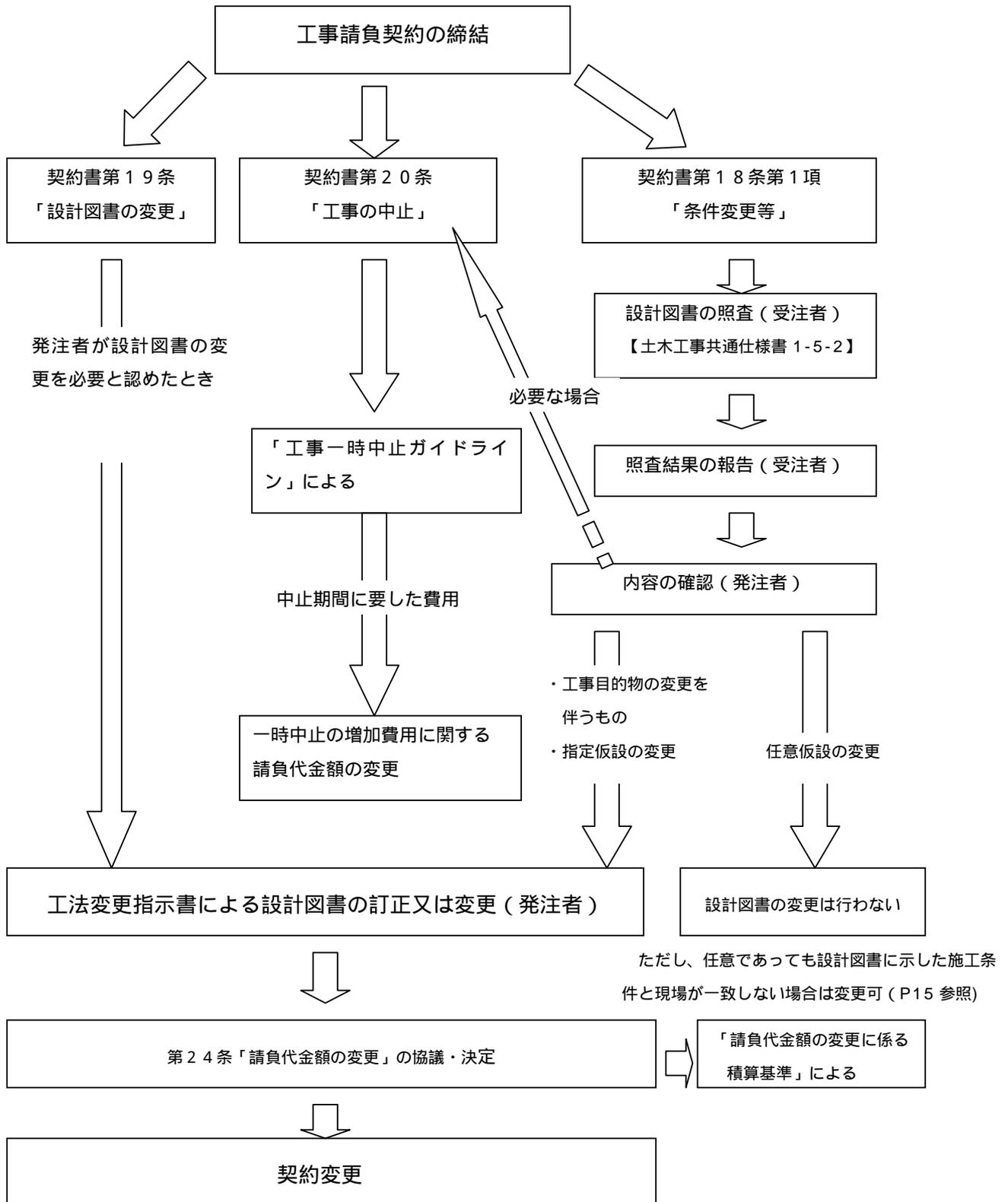
特記仕様書・・・共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。
また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

図面・・・入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。
ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

割掛対象表・・・関連する単価表の項目の単価に含めて間接的に支払う工事費の項目と該当する単価表の項目との関係を示したものをいう。なお、間接的に支払う工事費の名称と内容の関係は、土木工事共通仕様書「表1-1」によるものとする。割掛対象表に示す「固定割掛」とは、単価表の項目の数量の増減により規模・内容が変動しないものをいう。「変動割掛」とは、単価表の項目の数量の増減に伴い規模・内容が変動するものをいう。

3. 設計変更手続きフロー

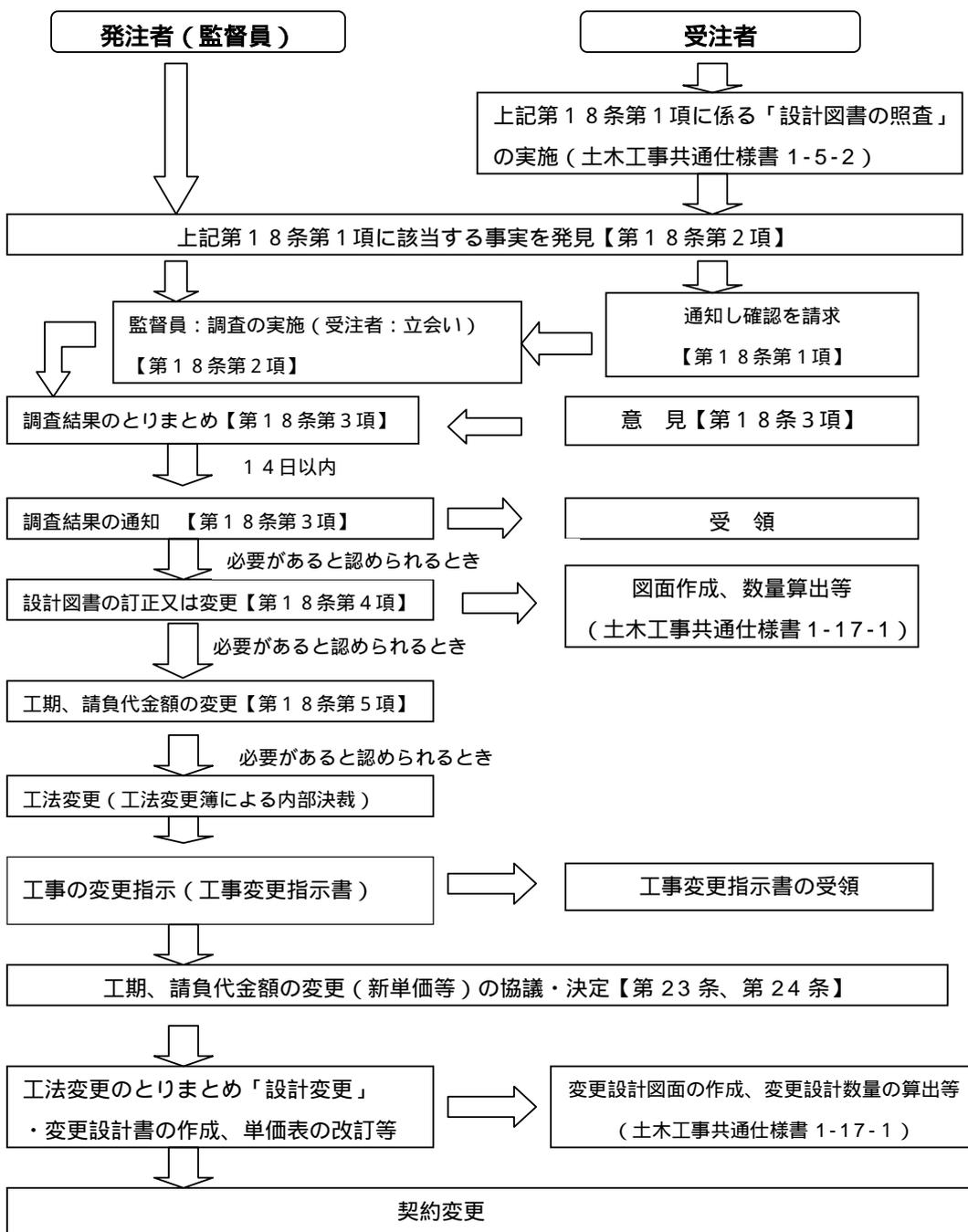
設計変更の手続き（全般）



契約書第18条（条件変更等）関係の手続き

【工事請負契約書第18条第1項】

- 一 図面、仕様書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



4 . 設計図書の照査について

設計図書の照査に関する規定

- 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書において、受注者には、自らの負担による「設計図書の照査」が義務付けられている。

【工事請負契約書第18条第1項（条件変更等）】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

【土木共通仕様書 1 - 5 - 2（設計図書の照査）】

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

設計図書の照査の範囲

- 土木工事共通仕様書1-5-2に規定する発注者へ変更確認を求めため、受注者が作成すべき資料の範囲

現場地形図	・・・・・・・・	実測横断図等
設計図との対比図	・・・・・・・・	当初設計図面への現地地盤線等の作図
取り合い図	・・・・・・・・	当初設計図面への既設構造物の追記
施工図等	・・・・・・・・	実施工程上問題となる施工資料等

- 現地の事実が確認ができない場合における、更なる追加資料の作成

監督員は、現地の事実が確認できない場合に限り、更なる追加資料を受注者に求めることができる。

「更なる追加資料」とは、土木工事共通仕様書の1-5-2の規定する「更に詳細な説明又は書面の追加の要求」をいう。

この場合、更なる追加資料には、新たに行う比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。ただし、軽微な比較検討等は、設計図書の照査に含まれる。

受注者が作成する更なる追加資料において、新たな比較設計や構造計算等を監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施するものとする。

「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、巻末「設計図書の照査項目一覧表」の該当する工種の照査の項目について実施するものとする。

また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

- 受注者が実施すべき「設計図書の照査」の範囲を超えるものとして、以下のものなどが考えられる。この場合、発注者がその費用を負担するものとする。なお、照査の範囲を超える事象が発生した場合、その対応については、別途監督員と協議するものとする。

現地測量の結果、大幅な横断の変更が生じ、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により全面再作成したものは除く。

施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。ただし、部分的な修正等軽微なものは「設計図書の照査」に含まれる。

基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が承諾して採用した工法の比較検討は除く。

「設計要領」「各種示方書」等との変更適用に伴う修正設計

構造物の応力計算を伴う照査

舗装補修工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。)

新たな工種追加により必要となる構造計算及び図面作成。

5 . 設計変更の対象となるケース

図面と仕様書が一致しない場合（契約書第18条第1項一）

- 設計図書（図面と仕様書）の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。（共通仕様書1-4-2）

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条1項二）

- 設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

例）土質に関する条件明示がない
地下水位に関する条件明示がない
交通誘導員に関する条件明示がない

設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条1項三）

- 設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当て判断し得ない場合

例）土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
使用材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

（契約書第18条第1項四）

- 自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事中道路の指定等がある。

例）設計図書に明示された土質が現地と一致しない
設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない
設計図書に明示された地盤高と現場の地盤高が一致しない

設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項五）

- 上記に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱地盤が判明したり、転石が発生した場合である。
- 同様に、人為的条件としては、予期し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見、第三者による妨害等がある。

発注者が必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合
(契約書第19条)

- 現契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたもの。

「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- 土木工事共通仕様書 1-5-2「設計図書の照査」には応力計算を伴う照査まで求めるものではない。
本ガイドライン「設計図書の照査を超えるもの」参照。

受注者の都合により材料承諾又は施工承諾が提出された場合

- 受注者の都合により材料承諾願又は施工承諾願が提出された場合、設計図書（設計図面・仕様書）に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、承諾を与え工事目的物の変更を行うケースがある。この場合、設計図書と工事目的物は同一のものでなければならないことから、工法変更により設計図面や仕様書を変更するとともに、既契約額を上限とした新単価を設定する。
- 材料（施工）承諾は、受注者の都合に配慮した行為であるが、最終設計変更図は、工事完成図に反映され管理段階の維持修繕業務や改良工事、将来の拡幅工事等に使用される重要なものであり、適切かつ正確に記載しなければならないため、記載漏れ防止のためにも工法変更手続きが必要となる。
なお、コンクリートにおける混和剤基準の一部変更など、将来、管理上影響がないと認められるものは、この限りではない。

工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合

(契約書第 20 条)

- 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は「契約書第 20 条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。
- 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

【一時中止の増加費用を負担することができる工事】

次に定める理由のうち、受注者の責によらないもの

- (1) 工事用地が確保されないため、工事ができない場合
- (2) 設計図書と実際の施工条件の相違等の発見により、工事の継続が不相当又不可能となった場合
- (3) 関連する工事の進捗が遅れたため、工事の続行が不相当と認めた場合
- (4) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
- (5) 環境問題等の発生により、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
- (6) 天災等により工事目的物等に損害を生じ若しくは現場の状態が変動したため工事を施工をできなくなった場合
- (7) その他上記と類似するもの

賃金又は物価の変動により請負代金が不相当となった場合

(契約書第 25 条)

- 発注者又は受注者は、工期内で請負締結の日から 12 カ月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適用と認めた場合、相手方に対して請負金額の変更を請求できる。

第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合

(契約書第 26 条)

- 受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。
- 発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

6. 設計変更の対象とならないケース

- ・以下のような場合においては、原則として設計変更できない。
(ただし、契約書第26条「臨機の措置」で対応するような災害時等の緊急性を要する場合はこの限りではない)

契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

- 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

- 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。
しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書18条～24条、共通仕様書1-33～1-36）

- 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

書面による指示がない場合

- 契約書第26条「臨機の措置」で対応するような場合又は緊急を要する場合その他の理由により監督員が口頭による指示を行った場合はこの限りではない。ただし、後日速やかに書面による指示を行うこと。

7. 設計図書の訂正又変更の実施者

- 設計図書の訂正又は変更は、契約書第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
- なお、第1項第4号又は5号に該当し、設計図書を変更する場合、工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議のうえ、発注者が行うものとする。

【工事請負契約書第18条第4項】

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

【工事請負契約書第18条第1項】

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

8 . 設計図書の訂正又は変更に伴う補助業務

- 土木工事共通仕様書 1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に規定する設計図書の訂正又は変更に伴い、受注者の負担で実施すべき補助業務の作業の内容は以下のとおり。

【土木工事共通仕様書 1 - 17 「技術業務」】

1 - 17 - 1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、工事契約書第18条及び第19条の規定に基づき甲が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査
- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 施工方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

- 「補助業務」の範囲を超えた作業の内容（発注者が負担するもの）

【土木共通仕様書 1-17-3「費用負担」】

- (1) ボーリングを必要とする地質調査
- (2) 応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計
- (3) 動態観測等特別な費用を要するもの

9 . 関連事項

指定・任意の正しい使い分け

仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない
- ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、「指定」と「任意」があり、工事発注においては、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。



「任意」については、受注者が自らの責任で行うものであり、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。
原則、設計変更の対象としない。



発注者（監督員）は、「任意」の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

任意における下記のような対応は不適切

- ・ 工法で積算しているのに、「 工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 標準歩係りでは、バックホウでの施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応



ただし、「任意」であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、変更できる。

入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

- 設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札にあたっては、図面、仕様書、単価表、割掛対象表、入札者に対する指示書、工事請負契約書（案）等をよく確認の上、入札書を提出するものとする。
- ・入札参加者は、仕様書、図面、契約書（案）、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。

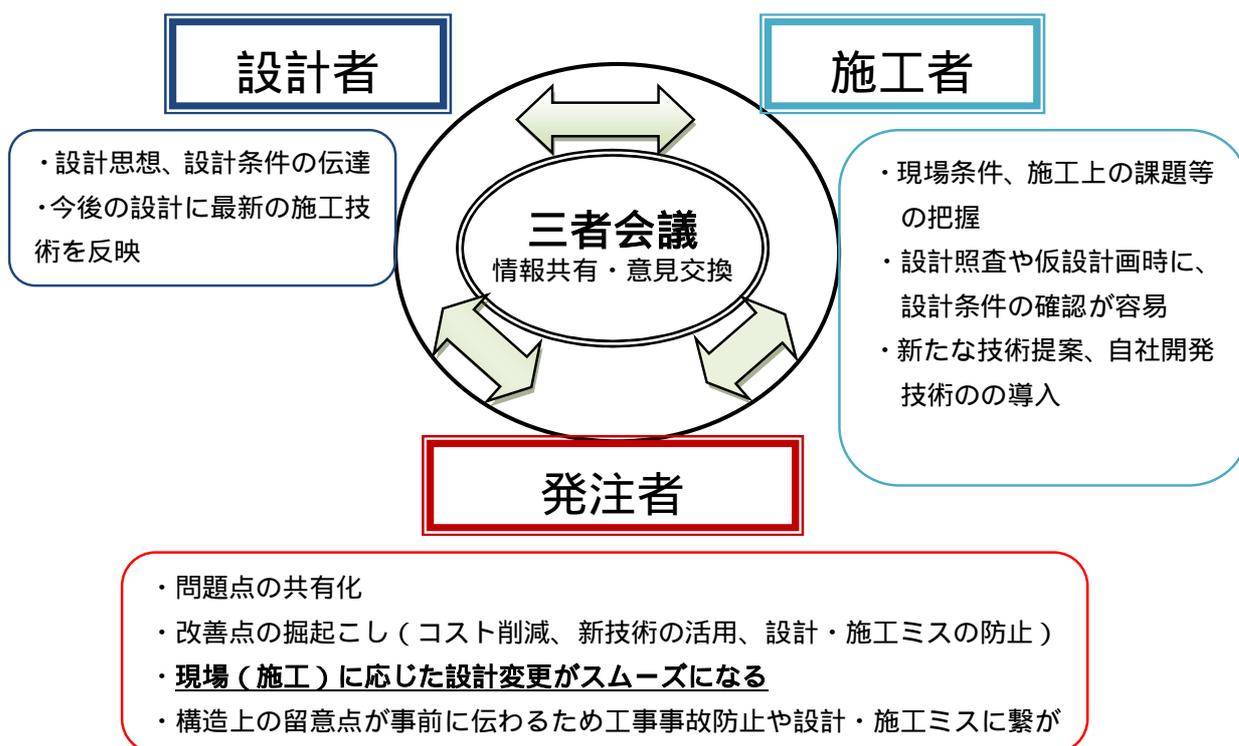
【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第 18 条第 1 項一から五に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

（土木共通仕様書 1 - 5 - 2 「設計図書の照査」）

設計・施工技術検討会議（三者会議）の活用

工事施工の円滑化と品質の確保を図るためには、施工業者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で施工することが重要であり、工事着手前等の段階において当該工事の施工業者、その詳細設計等を担当したコンサルタント等及び発注者が参加し、設計図書と現場の整合性の確認、設計意図の伝達等を行うものである。

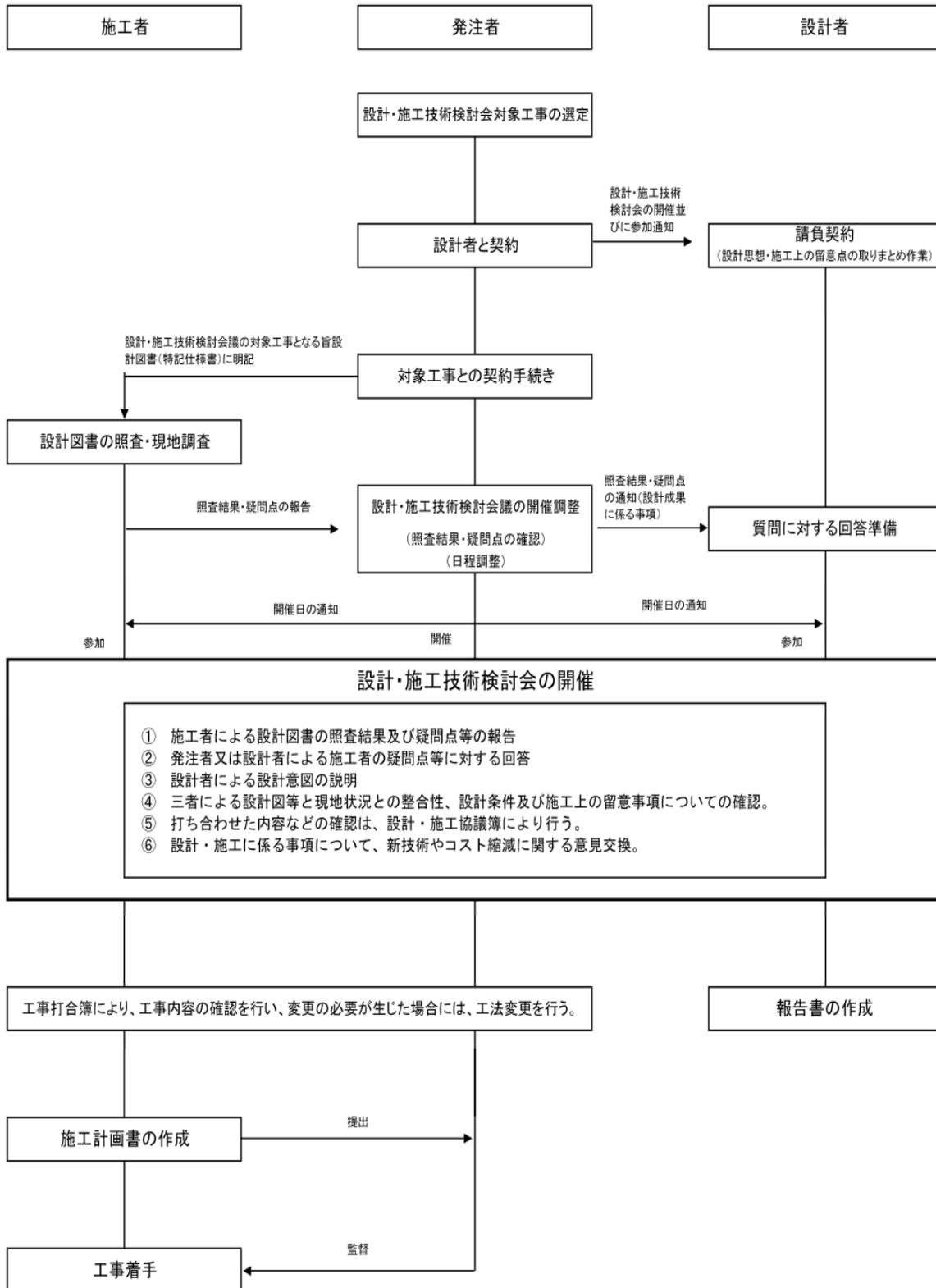


【三者会議の対象工事】

三者会議の対象工事は、下記に該当する工事の中から発注者が選定し、設計図書（特記仕様書）に三者会議の対象である旨が明示された工事。

技術的難易度の非常に高い工種を有する工事
複雑な設計条件のある工事（地盤条件、水理条件、施工計画等）
新技術・新工法を用いて施工が行われる工事
近接施工が行われる工事
環境保全に特別な配慮が必要な工事
その他特殊な条件があると認められる工事

設計・施工技術検討会議（三者会議）手続きフロー



10. 工事請負契約書（抜粋）

契約書第18条（条件変更等）

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約書第19条（設計図書の変更）

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約書第20条（工事の中止）

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約書第23条（工期の変更方法）

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

1 1 . 土木工事共通仕様書（抜粋）

共通仕様書 1 - 4（契約書類の解釈）

1 - 4 契約書類の解釈

1 - 4 - 1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一によって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1 - 4 - 2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1 - 4 - 3 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、数字が優先するものとする。

共通仕様書 1 - 5 - 1（設計図書の照査）

1 - 5 - 2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

共通仕様書 1 - 1 7（技術業務）

1 - 1 7 技術業務

1 - 1 7 - 1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査
- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 施工方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

1 - 17 - 4 費用負担

発注者は、1 - 17 - 1、1 - 17 - 2のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

共通仕様書 1 - 3 3 (工事の変更等)

1 - 33 工事の変更等

1 - 33 - 1 工事の変更指示等

監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正(以下「工事の変更」という。)の指示を行う場合は、工事変更指示書(様式第1号)及び工事目的物別数量増減表(様式第1-1号)によるものとする。なお、現地取り合わせによる数量の増減等軽微なもの等については、工事打合簿(様式第2号)により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができるものとする。

1 - 33 - 2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1 - 33 - 3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

共通仕様書 1 - 3 6 (工事の一時中止)

1 - 36 工事の一時中止

1 - 36 - 1 一時中止の要件

契約書第20条第1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合などをいう。

- 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- 関連する他の工事の進捗が遅れた場合
- 工事着手後、環境問題等が発生した場合

1 - 36 - 2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部又は一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、保全・安全に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

1 - 36 - 3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書(様式第10-1号)を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

共通仕様書 1 - 4 1 (契約変更)

1 - 4 1 契約変更

1 - 4 1 - 1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1-33-1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第38条に規定する部分引渡しを行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 契約書第39条第1項の支払限度額を変更する場合
- (6) 工事施工上必要があると認める場合

1 - 4 1 - 2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章 1 - 3 3 - 1 の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 新単価、変更単価、スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

ただし、工期の変更、契約書第39条第1項の支払限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

共通仕様書 1 - 4 2 (工期変更)

1 - 4 2 工期変更

1 - 4 2 - 1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第5項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1 - 4 2 - 2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異義を申し立てることができる。

1 - 4 2 - 3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第23条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書(様式第11号)を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書(様式第10-1号)を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

設計図書の照査項目一覧表

橋梁上部工工事	・・・・・・・・・・・・・・・・	別添 1
土工・橋梁下部工・舗装・トンネル工事	・・・・	別添 2

設計図書の照査項目一覧表 (橋梁上部工工事)

土木工事共通仕様書1-5-2に規定する受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No	項目	主な照査内容		備考
1	貸与資料の確認	1-1	当該工事に関連する隣接工事及び下部工工事の図面・設計計算書等はあるか	
2	関連図書との整合	線形	2-1 当該工事の線形条件・座標等は、隣接工事及び下部工工事と整合が取れているか	
		設計基準	2-2 当該工事の設計基準(設計要領、示方書等)は、隣接工事及び下部工工事と整合が取れているか	
		設計条件	2-3 当該工事の設計条件(荷重等)は、隣接工事及び下部工工事と整合が取れているか	
		設計図面	2-4 当該工事の設計図面は、隣接工事及び下部工工事と整合が取れているか	
3	当該橋梁の下部構造	設計基準	3-1 当該橋梁の下部構造の設計基準(設計要領、示方書等)は適切か	
		設計条件	3-2 当該橋梁の下部構造の設計条件(地盤条件、支承条件、荷重条件等)を確認したか	
		設計計算	3-3 当該橋梁の下部構造の設計計算の計算方法は適切か 設計条件が設計計算に反映されているか 計算結果は許容値内であるか (高度な設計計算の実施は伴わない)	
		設計図面	3-4 当該橋梁の下部構造図面は、設計計算書と整合性が取れているか	
		出来形	3-5 当該橋梁の下部構造の出来形は、上部構造の設計条件を満足し、かつ、許容値を満足しているか	
		その他	3-6 上部構造との取合確認 (線形計算、基本寸法、構造高、支承箱抜形状、落橋防止装置、伸縮装置(後打ちコンクリート範囲)、排水管)	
		4	上部構造 (詳細設計を行う場合は除く)	設計基準
設計条件	4-2 上部構造の設計条件(地盤条件、支承条件、荷重条件等)を確認したか			
設計計算	4-3 上部構造の設計計算の計算方法は適切か 設計条件が設計計算に反映されているか 計算結果は許容値内であるか (高度な設計計算の実施は伴わない)			
設計図面	4-4 上部構造の図面は、設計計算書と整合性が取れているか			
数量計算	4-5 数量計算書は妥当か			
架設・施工条件	4-6 架設条件・施工条件は妥当か			
5	その他			5-1

上部構造の詳細設計を行う場合は、「設計照査の手引き」に示す照査項目一覧による。

設計図書の照査項目一覧表 (土工・橋梁下部工・舗装・トンネル工事共通)

土工工事共通仕様書1-5-2に規定する受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No	項目	主な照査内容		備考
1	貸与資料の確認	1-1	設計報告書はあるか	
		1-2	測量成果報告書、地質調査報告書等はあるか	
		1-3	軟弱地盤の施工に必要な資料(圧密沈下、液状化、地盤支持力、のり面安定、側方流動等)はあるか	
2	施工条件	2-1	施工上の制約条件は設計図書に明確に示されているか (未契約用地・物件、保安林、埋蔵文化財等による工事着手時期等)	
3	関係機関との協議内容の確認	3-1	関係機関との協議内容を確認したか (道路、河川、鉄道、公安委員会等)	
		3-2	地元及び地権者との協議内容を確認したか	
		3-3	保安林及び埋蔵文化財等との協議内容を確認したか	
4	隣接工事との整合	4-1	当該工事の線形条件・座標等は、隣接工事と整合が取れているか	
5	現地踏査	5-1	用地境界は確認したか(用地境界杭は巾杭表と一致するか)	
		5-2	設計図書と現場の地形、地質、現地状況は整合が取れているか	
		5-3	地質調査報告書と現地踏査の結果は整合性が取れているか (地質、わき水、地下水等)	
		5-4	設計図書と現場の環境状況は整合が取れているか (振動、騒音等の配慮)	
		5-5	周辺地域の地下水利用状況等から、施工に伴い水質・水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか	
		5-6	工事の施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか(トンネル工事のみ対象)	
6	設計計算	6-1	設計基準(設計要領、示方書等)は適切か	
		6-2	設計条件(地質条件、支承条件、荷重条件等)を確認したか	
		6-3	設計計算の計算方法は適切か 設計条件が設計計算に反映されているか 計算結果は許容値内であるか (高度な設計計算の実施は伴わない)	
7	設計図面	7-1	一般図には必要な項目が記載されているか (設計条件、建築限界等)	
		7-2	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか ・部材厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、継手位置、ラップ長、定着長、段落し位置、ガス圧接位置、折り曲げ位置、フック形状、中間帯鉄筋の帯鉄筋へのフックかけ) ・鋼材形状、寸法 ・コンクリートの規格 ・使用材料 ・その他	
		7-3	構造図の基本寸法、座標値(道路中心と構造物中心との相互関係等)、高さ関係は照合されているか	
		7-4	各設計図面が互いに整合されているか ・平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と仮設図 ・構造図と配筋図 等	
		7-5	設計図面は、地質調査報告書(調査箇所と柱状図、地質縦断図等)と整合性は取れているか	
		7-6	設計CBR値に対する舗装構成になっているか(舗装工事のみ対象)	
		7-7	設計図面に記載しない用・排水こう等のNEXCO標準図集は最新版か	
		7-8	流末の排水の取付位置、排水系統及び排水構造物の形状は妥当か	
8	数量計算	8-1	数量計算書は、数量算出要領と整合しているか (有効数字、位取り、単位、区分等)	
		8-2	数量計算に用いた材料等の寸法及び数値は設計図面と一致するか	